

令和元年度税制改正～所得税～

源泉控除対象配偶者

令和元年度税制改正により、源泉徴収における源泉控除対象配偶者の見直しがおこなわれました。

その改正内容についてお知らせいたします。

源泉徴収における源泉控除対象配偶者等の見直し

- 夫婦双方が源泉控除対象配偶者に該当する場合であっても、夫婦のいずれか一方しか源泉控除対象配偶者に該当しないこととする。
- 夫婦の一方の者（A）が年金の源泉徴収段階において他方の者（B）を源泉控除対象配偶者として配偶者に係る控除を適用し、申告不要の適用を受ける場合には、その他方の者（B）は確定申告段階等で配偶者に係る控除の適用ができないこととする。

源泉控除対象配偶者に係る控除の適用及び配偶者特別控除について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととする。
- (2) 居住者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合（その配偶者がその年分の所得税につき、年末調整をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合等を除く。）には、その居住者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用ができないこととする。

《適用関係》

上記（1）の改正は、令和2年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について、上記（2）の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます